

学校における第3期・第4期の 接種状況について

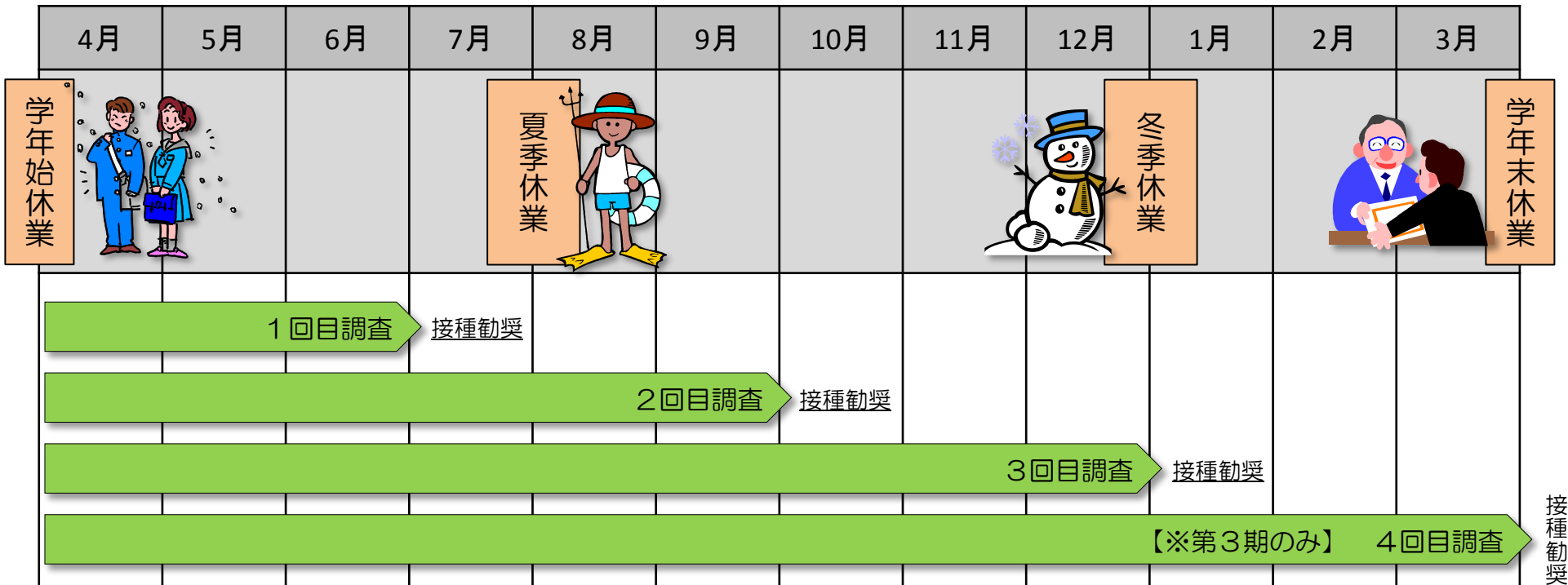
青森県健康福祉部保健衛生課



第3期及び第4期麻しん含有ワクチン接種状況調査

麻しんの感染力は強く、学校内で一旦流行が起きると、その対応に膨大なエネルギーを要します。
学校における麻しん対策は、平時から麻しん流行が起きないように可能な限りの予防策を施すことが重要です。

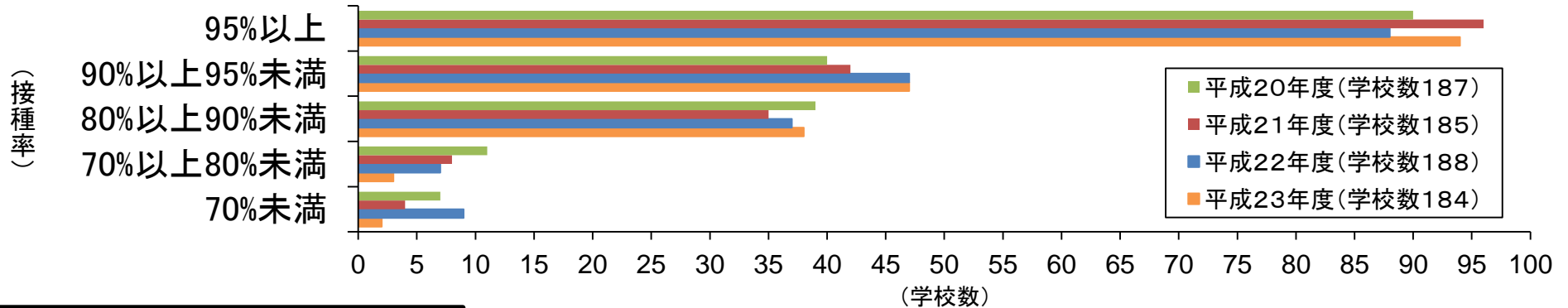
麻しんを確実に予防するためには、予防接種を受けることが必要です。
学校は生徒の接種状況を調査し、未接種者に接種を受けるよう勧奨するとともに、未接種の理由を確認しておくことが重要です。



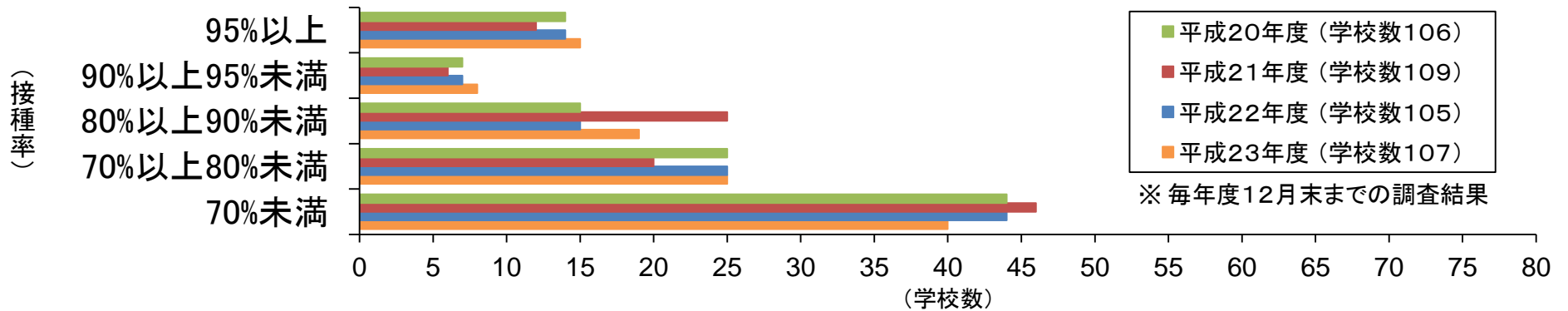
接種勧奨

調査結果(平成20~23年度)

第3期(中学校1年生相当)



第4期(高校3年生相当)

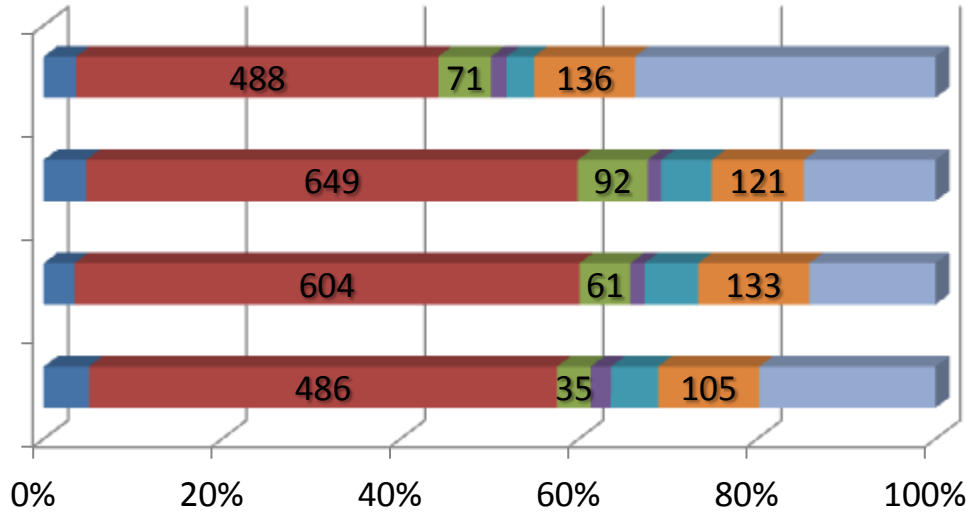


学校間の接種率の差が大きく、接種率が低い学校が固定化されています。

未接種の理由を聞いてみると・・・。

第3期（中学1年生相当）

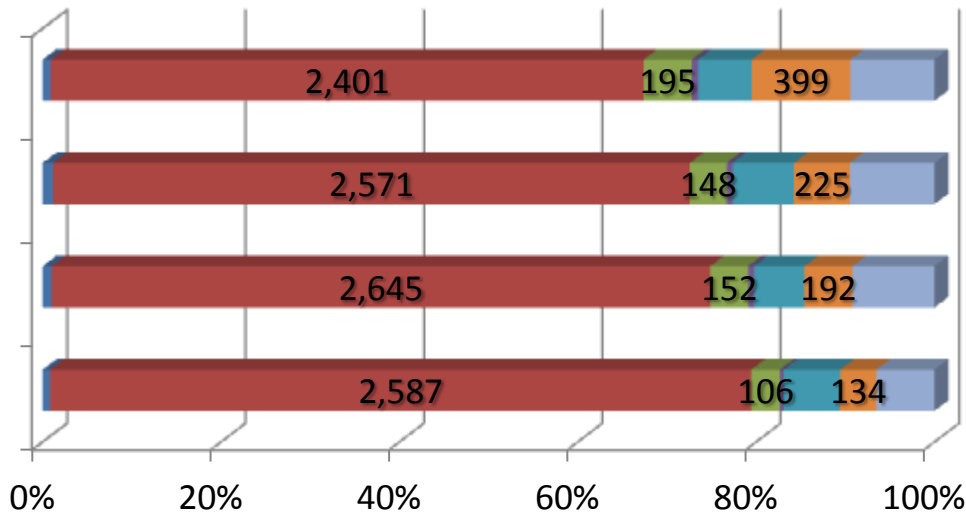
平成20年度
(n=1,202)
平成21年度
(n=1,177)
平成22年度
(n=1,067)
平成23年度
(n=926)



- 受けに行ったが、発熱等によりできなかった
- 受けようと思っているが、まだ受けていない
- 対象年齢となる前に接種済み
- アレルギー等の理由で接種を止められている
- 予防接種があることを知らなかった
- 過去に麻しんにかかったことがある
- その他

第4期（高校3年生相当）

平成20年度
(n=3,611)
平成21年度
(n=3,600)
平成22年度
(n=3,581)
平成23年度
(n=3,290)



- 受けに行ったが、発熱等によりできなかった
- 受けようと思っているが、まだ受けていない
- 対象年齢となる前に接種済み
- アレルギー等の理由で接種を止められている
- 予防接種があることを知らなかった
- 過去に麻しんにかかったことがある
- その他

※ 第4期については、毎年度12月末までの調査結果

保健衛生課から学校等に対する接種勧奨の働きかけ

- 接種勧奨に係る依頼文書を発出(平成23年度:5回(4月、7月、9月、12月、3月))
- 市町村教育委員会委員長・教育長合同会議の場での依頼(平成23年9月、平成24年4月)
- 県立学校長会議の場での依頼(平成24年4月)
- 接種勧奨リーフレットの作成(冬季休業前)
- 学校関係者向け研修会の開催(平成24年2月)



<これまでいただいた御意見等>



部活動が忙しくて
時間がない。
下校時間が遅い。

※学校における接種状況調査結果から



接種勧奨はどこまで
すべきなのか？

副反応・事故等の観点から、
未接種者に対する個別の接種
勧奨はしない。

平成23年度に前倒しで接種した
生徒に今年度再接種を勧奨して
いた。



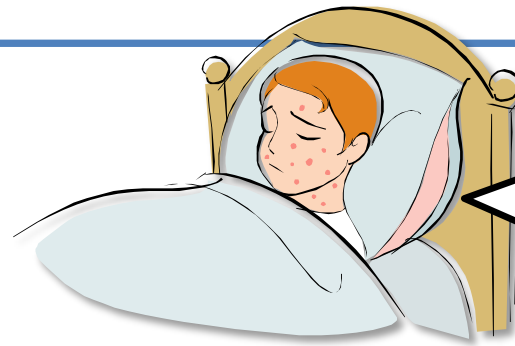
接種状況の把握は、
市町村での把握の
ほうが正確なのでは
ないか？

学校で接種を呼びかけ
ることで、どのくらいの
効果があると考えて
いるか？

※青森県麻しん対策研修会での事前質問等から

学校における麻疹対策の重要性

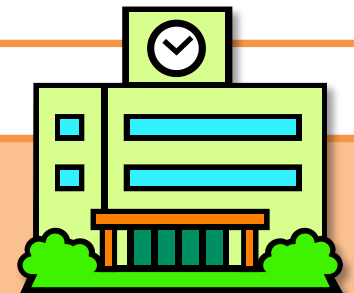
麻疹は、かつて「命定め



写真：顔面にみられる発疹
国立感染症研究所ホームページから引用
(<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ma/measles/392-encyclopedia/518-measles.html>)

現在、麻疹対策は、全世界が協調して取り組むべき課題であり、日本を含むWHO西太平洋地域では2012年を麻疹(はしか)排除の目標年としています。

わが国では2007年に高校・大学を中心とする学校等での麻疹流行を経験し、麻疹を学校保健上の重要な課題として位置付け、学校も積極的に麻疹対策に取り組んでいくことの重要性が改めて認識されたところです。



学校における麻しん対策とは？

麻しんの感染が拡大すればするほど、その対応に膨大なエネルギーを要することから、学校における麻しん対策は、平時から麻しん流行が起きないように可能な限りの予防策を施すことが重要です。

1 定期予防接種対象者への接種勧奨

第1期: 1歳児

第2期: 小学校段階入学前1年間の幼児

第3期: 中学校1年生に相当する年齢の者(※平成24年度までの時限措置)

第4期: 高校3年生に相当する年齢の者(※平成24年度までの時限措置)



麻しん予防接種勧奨リーフレット(文部科学省・厚生労働省)

2 児童生徒の予防接種の接種状況等の確認







学校における児童生徒が麻しんを発症した場合にどのような措置をとるかを判断するための材料として、児童生徒の麻しんの免疫状態(予防接種歴・罹患歴)を把握しておくことが重要です。



→ 麻しんは“学校において予防すべき感染症”(学校保健安全法施行規則第18条)

子宮頸がん予防ワクチンの接種について

県内市町村において、平成24年度末まで、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の助成事業を行っています。

接種スケジュール(※半年間で3回接種)	初回	2回目	3回目
サーバリックス (グラクソ・スミスクライン株式会社)	 0か月後	 1か月後	 6か月後
ガーダシル (MSD株式会社)	 0か月後	 2か月後	 6か月後

(注1) 必ず1回目に接種したワクチンと同様のものを2回目、3回目も接種してください。
(注2) 決められたスケジュール通りに接種しないと助成対象外となることがあります。

接種対象者である中学校1年生(13歳相当)の女子は、麻しん第3期の対象者でもあります。



麻しんワクチンの接種は集団予防を図る目的で行います。流行を阻止するためにも、早期に集団で接種を受けることが必要です。



まずは、麻しんワクチンを早期に接種しましょう。子宮頸がん予防ワクチンは9月末までに初回接種を受ければ、今年度中に接種を完了することができます。



高校2年生相当の年齢の者に対する特例措置

平成23年度に限り、学校教育の一環として海外へ修学旅行等に行く高校2年生相当の年齢の者を第4期の対象者として新たに追加した。

接種申込みは、対象者に代わり、学校が市町村に対して行うこととした。



✚ 接種率 (※平成23年12月末時点の速報値)

対象学校数	対象者数	接種者数	接種率
23校	495名	408名	82.4%

※ 対象学校数、対象者数は、学校からの平成23年6月時点の報告数

※ 接種者数は、市町村からの平成23年12月末時点の報告数

参考(第4期:高3相当)
H23 73.3%(12月末時点)
H22 86.3%